

第56期 中間報告書

(令和3年10月1日から令和4年3月31日まで)

株式会社 **TKC**

目 次

株主の皆さまへ.....	1
会社の現況.....	2
中間連結貸借対照表.....	18
中間連結損益計算書.....	20
中間連結キャッシュ・フロー計算書.....	21
会社概要.....	22
役員等の状況.....	24
株主MEMO.....	25

本社ビル



株主の皆さまへ



株主の皆さまには格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
第56期中間報告書をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は「自利利他(自利トハ利他ライフ)」を社是とし、「顧客への貢献」を経営理念として、会社定款（第2条）に定める次の二つの事業目的を達成するために経営を展開しています。

- 一、会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営
- 二、地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

第56期中間期におけるわが国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の感染終息が見通せない中、円安とロシアによるウクライナ侵攻に伴う物価の上昇、サプライチェーンの分断が発生するなど、依然として不透明感が漂っています。こうした状況の中、政府はワクチンの追加接種や経済活動の再開に向けて国民や中小企業を支援するさまざまな施策を講じています。

当社グループは、そのような政府の取り組みに迅速に対応したシステムやサービスの提供を通じて地域・社会に貢献すべく事業を展開してまいりました。次頁以降に当社の活動の詳細を記載しております。

この結果、第56期中間期のT K Cグループの経営成績は、売上高が33,768百万円（前期比1.2%増）、営業利益は8,225百万円（同4.0%増）、経常利益は8,431百万円（同4.3%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は5,816百万円（同5.8%増）となりました。

第56期中間期の配当金は、株主の皆さまに敬意と感謝の意を表するため、令和3年11月9日に公表いたしましたとおり、1株につき普通配当36円といたします。これは、前期において実施した普通配当65円に特別配当7円を加えた年間配当金72円（令和3年4月1日付 株式分割後の換算額）の半期分となります。

第56期下期につきましても、会計事務所と地方公共団体に対するコンピューター・サービスに専門特化しながら、最新のICTを積極的に活用し、お客さまの事業の成功に貢献する新しいソフトウェア製品の開発とサービスの一層の充実を図ることで、当社の顧客である会計事務所と地方公共団体の支援に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年6月

代表取締役社長 飯塚 真規

会社の現況

1. 当事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人および税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの2つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ① T K C 統合情報センター（全国9都市）によるコンピューター・サービス
 - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
 - 2) データストレージ・サービス
 - 3) ダウンロード・サービス
- ② T K C インターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピューター・サービス
 - 1) インターネット・サービス
 - 2) イン트라ネット・サービス
 - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
 - 4) データベース・サービス
 - 5) データストレージ・サービス
 - 6) データバックアップ・サービス
 - 7) データセキュリティ・サービス
- ③ パソコンまたはクライアント・サーバに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④ 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤ 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

2. 当第2四半期の事業内容と経営成績

当第2四半期連結累計期間（以下、当第2四半期）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナウイルス）の感染終息が見通せない中、円安とロシアによるウクライナ侵攻に伴う物価の上昇、サプライチェーンの分断が発生しており、依然として不透明感が漂っています。

こうした状況の中、政府はワクチンの追加接種や経済活動の再開に向けて国民や中小企業を支援するさまざまな施策を講じています。当社グループは、そのような政府の取り組みに迅速に対応したシステムやサービスの提供を通じて地域・社会に貢献すべく事業を展開してまいりました。

会計事務所事業部門では、顧客である税理士および公認会計士（以下、TKC会員）が、中小企業の伴走型の支援者として、関与先企業の資金繰り支援や経営助言に取り組めるよう支援しています。また、クラウド型の会計システムの提供を通じて中小企業の黒字決算と適正申告を支援しています。

地方公共団体事業部門では、令和3年10月20日付で厚生労働省から事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る接種券等の印刷及び発送について」が発出されたことを受け、「ワクチン接種券作成業務」「ワクチン接種予約・受付システム」の提供等を迅速に行い、顧客市区町村におけるコロナウイルスのワクチン接種事業を支援しました。

これらの活動の結果、当第2四半期における株式会社TKCとその連結子会社等6社を含む連結グループの経営成績は、売上高が33,768百万円（前期比1.2%増）、営業利益は8,225百万円（同4.0%増）、経常利益は8,431百万円（同4.3%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は5,816百万円（同5.8%増）となりました。

当第2四半期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

3. 当社グループの第2四半期業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は22,776百万円（前期比1.4%増）、営業利益は6,456百万円（同7.8%増）となりました。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ①コンピューター・サービス売上高は、前期比3.7%増となりました。これは中堅企業においてDX（Digital Transformation）への取り組みが加速する中で、販売管理システムや給与計算システムといった業務システムとデータ連携して仕訳を計上できる「中堅企業向けクラウド型統合会計情報システム（FX4クラウド）」の導入が進んでいること、会計事務所向けの「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」と外出先・在宅で業務を遂行できる「OMSモバイル」の採用が増加していることなどによります。

- ②ソフトウェア売上高は、前期比2.5%増となりました。これは、令和4年1月から施行された改正電子帳簿保存法に対応するために、「優良な電子帳簿」の法的要件を満たし、証憑保存機能を標準搭載した「F Xクラウドシリーズ」を新規に利用する関与先企業が増加したことによります。
- ③コンサルティング・サービス売上高は、前期比2.6%増となりました。これは「F X 4クラウド」の販売が堅調に推移し、立ち上げ支援サービスが増加したことによります。
- ④ハードウェア売上高は、前期比4.6%減となりました。これは、各金融機関のインターネットバンキングがWindows11に対応されていないため、パソコンの買い替えを先延ばしする企業が多いこと。本年度の「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」において、ハードウェアの購入費用も含めて補助を受けられるという情報があり、補助金の申請受付が開始される4月以降にパソコンの購入を先延ばしする動きが発生したことで、パソコンの販売台数が減少したことによります。
- ⑤サプライ用品売上高は、前期比1.6%減となりました。これは、リモート業務やデジタル化を支援する事務機器の販売は好調だったものの、関与先企業の自計化の進展に伴いペーパーレス化が進んだため、紙の会計用品や印刷関連の消耗品の需要が減少したことによります。
- ⑥なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、利益率の高いコンピューター・サービス売上高やソフトウェア売上高が増加した一方で、利益率の低いハードウェア売上高やサプライ用品売上高が前年よりも減少したことなどによります。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は9,311百万円（前期比0.5%減）、営業利益は1,740百万円（同14.2%減）となりました。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ①コンピューター・サービス売上高は、前期比13.8%増となりました。これは、前期までに受託した新たな顧客のシステム本稼働に伴いデータセンター利用料が増加したこと、新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る接種券等の印刷業務を受託したこと、衆議院選挙に伴う入場券等作成業務を受託したことなどによります。
- ②ソフトウェア売上高は、前期比4.8%減となりました。これは、前期に計上したワクチン接種事業やデジタル手続法改正に伴うシステム改修費などの制度改正による一時的な売上高が前期に比べて減少したことによります。なお、基幹系システムのソフトウェア利用料については、顧客数の拡大に伴って順調に推移しています。

- ③コンサルティング・サービス売上高は、前期比37.9%減となりました。これは、前期に計上した自治体中間サーバ・プラットフォームの次期システムへの移行料が本期は発生しないことなどによります。
- ④ハードウェア売上高は前期比10.8%減となりました。これは、前期に集中したサーバ等の機器更改が減少したことなどによります。
- ⑤なお、営業利益が前期と比較して減少したのは、新規顧客のシステム稼働によりコンピューター・サービス売上高が増加した一方で、制度改正などによる一時的なシステム改修売上高とコンサルティング・サービス売上高が前年より減少したことによります。

(3) 印刷事業部門（子会社：株式会社 T L P）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は1,680百万円（前期比8.6%増）、営業利益は28百万円（前期は営業損失117百万円）となりました。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ①データ・プリント・サービス（D P S）関連商品の売上高は、前期比18.3%増となりました。
これは、衆議院議員選挙の入場券、市区町村におけるワクチン接種券、住民税非課税世帯給付金通知、「令和3年分確定申告のお知らせ」はがきの印刷業務などを受注できたことによります。
- ②ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比3.2%減となりました。これは、顧客企業のデジタル化が進展しビジネスフォームの需要が減少したことによります。
- ③商業美術印刷（カタログ、書籍等）関連の売上高は、前期比10.8%増となりました。これは、電子帳簿保存法の改正、インボイス対応、令和4年度税制改正を解説する書籍等の印刷業務を数多く受注できたことによります。
- ④なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、前述のD P S 関連商品の受注額が増加したことによります。

4. 全社に関わる重要な事項

(1) コロナウイルスの感染防止と新しい働き方への対応

コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない中、当社は顧客へのサービス提供を継続するため、引き続き以下の感染防止と新しい働き方への対応に取り組んでいます。

- ①クラウドサービス、帳表印刷サービスやヘルプデスクサービスを継続して提供できるよう、事業継続のための体制強化（重要事業所への社外関係者の立ち入り禁止、データセンターを遠隔拠点からリモート操作するためのインフラ整備）を継続しています。
- ②在宅勤務制度、時差通勤制度を導入し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域については、原則としてテレワーク(在宅勤務)を実施しています。顧客サポートや商談についても原則としてWeb会議システムを活用した取り組みを行っています。

(2) 新市場区分「プライム市場」の選択とESG活動実績の開示

令和3年11月に開催の取締役会において、当社は株式会社東京証券取引所の新市場区分における「プライム市場」を選択することを決議しました。それに伴い当社の「サステナビリティ方針」と「ESG活動実績」をホームページに開示しました。

(3) 「FXクラウドシリーズ」の機能において特許を取得

財務会計システム「FXクラウドシリーズ」に搭載する巡回監査機能において特許を取得しました。（令和4年1月20日取得／特許第7012895号）

(4) TKCカスタマーサポートサービス株式会社（TCSS）がHDI「三つ星」を獲得

当社が100%出資するコールセンターサービス専門子会社のTCSSは、本年2月16日にパッケージソフトウェア業界では他社に先駆けて、HDI-Japanによる格付けベンチマーク「クオリティ格付け」において、最高評価の「三つ星」を獲得しました。

5. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営）に基づき、当社の顧客である税理士および公認会計士1万1,500名（令和4年3月末日現在）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

(1) 「黒字決算」と「適正申告」の実現に向けた活動

① コロナウイルス感染拡大の影響を受けた中小企業の支援

当社は、TKC会員と関与先企業の支援に全力を傾注する方針を掲げ、積極的に顧客を支援しています。

1) TKC会員への最新情報の提供

政府や中小企業支援団体から発信される中小企業支援策の情報を迅速かつ正確にTKC会員に伝えるため、専用のイントラネット（ProFIT）で最新情報と制度等を解説するオンデマンド研修を提供しています。この活動は令和2年2月25日から開始し、令和4年3月末日時点で265本の情報を掲載するに至りました。

2) 「新型コロナウイルス経営支援情報・資金繰り対策コーナー」の提供

政府、都道府県、人口4万人以上の市および金融機関の中小企業支援策を「融資」「雇用」「補助金等」「税制」の区分で確認できる特設サイトを開発し、TKC会員のホームページから確認できるようにしています。令和4年3月末日時点で6,949件の支援策を掲載し、わが国最大の中小企業支援策のデータベースとなっています。

なお、このサイトは開設当初から週2回更新しており、常に最新の情報を掲載しています。

3) 「緊急支援関与先チェック機能」のレベルアップ

国の緊急経済対策や政府系金融機関の特別融資など、中小企業支援策の適用の可否に関与先企業ごとに自動判定し、一覧形式で確認できる「緊急支援関与先チェック機能」を「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」に搭載しています。新たな補助金・緊急融資等の申請要件が明らかになる都度更新し、対象となる関与先企業をワンクリックで抽出できる機能を提供しています。令和4年2月には「事業復活支援金」の適用可能性を判定できるようレベルアップを行いました。

4) 「TKC月次指標（月次BAST）」の提供

「TKC月次指標（月次BAST）」はTKC会員が月次巡回監査を実施した25万社超の「月次決算データ」を収録しており、無償で提供しています。当指標は、国内に類を見ない統計資料であり、直近の売上高や借入金の推移などを全国、都道府県別、年商規模別、業種別に確認することが可能です。今後の中小企業支援策を検討するなどの用途で、金融機関や行政機関等の中小

企業支援者、中小企業の動向を分析する経済学者などに活用いただいています。

② T K C全国会が掲げる新たな運動方針とその目標達成に向けた営業活動の実施

1) T K C全国会の新たな運動方針

T K C全国会は、向こう3年間の新たな運動方針として「未来に挑戦するT K C会計人——巡回監査を断行し、企業の黒字決算と適正申告を支援しよう！」を掲げました。またその実現に向けて、次の3つの目標を掲げています。

- i) 優良な電子帳簿を圧倒的に拡大する
「T K C方式の自計化」の推進
- ii) 租税正義の守護者となる
「T K C方式の書面添付」の推進
- iii) 黒字化を支援し、優良企業を育成する
「巡回監査」と「経営助言」の推進

T K C全国会は、社会に対して巡回監査の実践とコンプライアンスを遵守しながら、企業の黒字化に貢献すると宣誓されています。当社は、これらの3つの目標達成を支援するためT K C方式の自計化推進を軸に積極的に営業活動を展開します。

2) 「T K C経営指標（B A S T）」の優良企業の定義変更

令和4年版の「T K C経営指標（B A S T）」（令和4年6月発行予定）から優良企業として集計する企業の定義を次の条件をすべて満たした企業に変更します。

- ・書面添付の実践
- ・中小会計要領への準拠
- ・限界利益額の2期連続増加
- ・自己資本比率が30%以上
- ・税引前当期純利益がプラス

T K C会員の指導のもとコンプライアンスを遵守しながら高付加価値経営に取り組む企業に焦点を当てた条件とすることにより、「T K C会員は地域の優良企業を育成する支援者である」ことを社会に訴えかけてまいります。

3) T K C方式の自計化の推進（「F Xシリーズ」の推進）

多くの中小企業がコロナ禍において実行された実質無利子・無担保融資の返済に備える必要があることから、「F Xシリーズ」に搭載している「経営戦略レベル」の機能（予算登録、部門別管理、資金繰り実績表）の活用を支援しました。また、経営者がこれらの機能を有効に活用するためには、適時・正確な会計取引の入力が必要となるため、「日常業務レベル」の機能として、イ

インターネットバンキングから取引明細を受信して仕訳に変換する「銀行信販データ受信機能」の活用や、「戦略給与情報システム（P X 2）」との給与仕訳の連携などを支援しています。

また、クラウド型の財務会計システムである「F Xクラウドシリーズ」では、経営者自らが高い頻度でシステムにアクセスし業績を確認する傾向があります。経営者自身のパソコンからアクセスできるクラウドのメリットが生かされています。当社は、「F Xクラウドシリーズ」の導入支援を通じて中小企業の「黒字決算」と「適正申告」を支援します。こうした活動の結果、令和4年3月末日現在でF Xシリーズの導入件数は約29万5,000件となりました。

4) 電子帳簿保存法への完全対応支援

令和4年1月1日から施行された改正電子帳簿保存法では、電子帳簿の保存要件が緩和されています。これにより、国税関係帳簿の電磁的記録である「電子帳簿」は、①過去の仕訳データの加除訂正履歴(トレーサビリティ)を残している「優良な電子帳簿」（改正電子帳簿保存法の施行規則第2条及び第5条の要件を満たす電子帳簿）と、②帳簿の加除訂正履歴を残さない会計ソフトで作成した「その他の電子帳簿」（改正電子帳簿保存法の施行規則第2条の要件だけを満たす電子帳簿）に区別されることになりました。「その他の電子帳簿」が認められたことは、「帳簿の証拠力」を消滅させる法改正であり、帳簿を改ざんできる会計ソフトの利用を国が認めたことになります。当社はこの問題に対処するため、「優良な電子帳簿」を作成する「F Xシリーズ」の利用促進を全国的に展開しています。

また、改正電子帳簿保存法により電子取引データの電子保存の義務化への対応も求められています。令和5年12月までは紙での保存も宥恕されていますが、全ての事業者が2年以内にその対応を迫られることとなります。「F Xシリーズ」は電子取引データを電子保存できる機能を標準搭載しており、その活用を支援しています。

5) インボイス制度への完全対応支援

令和5年10月1日にインボイス制度が開始されます。消費税の課税事業者においては、適用開始までの期間で、適格請求書発行事業者の登録申請、適格請求書の発行への対応、適格請求書からの仕訳計上方法の学習等の準備を進める必要があります。このような対応の支援を会計事務所が中小企業にスムーズに行えるよう、当社ではオンデマンド研修の整備や資料の提供等を進めています。

6) 「T K Cモニタリング情報サービス」の推進

「T K Cモニタリング情報サービス」は、T K C会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書、税務申告書などを、関与先企業の経営者からの依頼に基づいて金融機関に開示するための無償のクラウドサービスです。開示のタイミングは、月次

試算表の場合は月次決算終了直後、年度決算書および税務申告書の場合は税務署に対して電子申告した直後となります。

また、当社は「ＴＫＣモニタリング情報サービス」の推進と同時に、金融機関に対して中小企業の決算書の信頼性は以下の３帳表で確認できることを訴求しました。

- i) ＴＫＣ会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」
 - ii) 会社法第432条が定める帳簿の適時性および決算書と申告書の連動性を株式会社ＴＫＣが過去３年にわたって証明する「記帳適時性証明書」
 - iii) 日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」
- こうした活動の結果、「ＴＫＣモニタリング情報サービス」は令和４年３月末日現在で、全国全ての地方銀行(64行)を含む474金融機関に採用されています。また、令和４年３月末日には同サービス利用件数は30万件を突破しました。コロナ禍において中小企業の過剰債務問題が顕在化し始めている中、「ＴＫＣモニタリング情報サービス」は、月次試算表、年度決算書、税務申告書を迅速に提供される点において、中小企業の経営支援に取り組んでいる金融機関と信用保証協会から高く評価されています。当サービスは、中小企業の経営支援において、金融機関とＴＫＣ会員の架け橋となることが期待されています。

7)会員導入（ＴＫＣ全国会への入会促進）

ＴＫＣ全国会では、引き続きＴＫＣ会員事務所数を１万超とする運動に取り組んでいます。当社はその達成に向けて、ＴＫＣ全国会ニューメンバーズ・サービス委員会などと密接に連携し、Ｗｅｂセミナーを積極的に開催するなどの活動を展開しました。

この結果として令和４年３月末日現在のＴＫＣ会員事務所数は9,900事務所、会員数は１万1,500名となっています。なお事務所数と会員数に違いがあるのは、１事務所に複数会員が所属する場合があるためです。

(2)「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

①「中小会計要領」の普及のための支援活動

ＴＫＣ全国会では、中小企業が準拠すべき会計基準として、平成24年２月に制定された「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領）を推奨しています。

中小会計要領は、i.自社の経営状況の把握に役立つ会計、ii.利害関係者（金融機関等）への情報提供に資する会計、iii.会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計、iv.中小企業に過重な負担を課さない会計——の考えに沿って制定されています。

当社は、その普及・活用に向けたＴＫＣ全国会の運動を支援するため、教材などの整備と他の中小企業支援団体との連携に継続して取り組んでいます。

②「記帳適時性証明書」の発行

当社では、ＴＫＣ会員が当社の会計システムを利用する際に当社データセンターに自動的に保存される処理履歴データと過去の時系列データを活用し、金融機関などが客観的にＴＫＣ会員事務所の業務水準を判定する資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。

このサービスは、ＴＫＣ会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。これは過去データの遡及的な加除・訂正を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたものでありＴＫＣ会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを当社が第三者として証明するものです。

令和４年１月からＴＫＣシステムで会計処理と税務申告処理を行い、記帳適時性証明書が発行された個人事業者を対象として、青色申告決算書等を「ＴＫＣモニタリング情報サービス」を利用して金融機関に提出できるように機能強化しました。今後もさらなる金融機関との連携強化を支援します。

(3) 大企業市場への展開

当社は、ＴＫＣシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務のコンプライアンス向上と合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関係会社をＴＫＣ会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

①グループ通算制度への対応

令和４年４月１日以後に開始する事業年度から連結納税制度が見直され、新たにグループ通算制度が適用されることになりました。グループ通算制度を適用する法人は、親法人および各子法人が法人税申告を電子申告にて行うことになります。当社は、これまで資本金１億円超の大企業の電子申告義務化への対応を積極的に支援してまいりました。それにより、令和４年３月末日現在で約２万２,０００社あるといわれる資本金１億円超の企業の約３６％において「法人電子申告システム（ASP1000R）」「連結納税システム（eConsoliTax）」をご利用いただいています。

当社ではこれまで培ったノウハウを生かし、グループ通算制度に対応する「グループ通算申告システム」を開発するとともに、グループ通算制度を選択適用される企業グループが円滑に対応できるように、ＴＫＣ全国会中堅・大企業支援研究会（令和４年３月末日現在の会員数は１,５２４名）と連携し支援しています。

②改正電子帳簿保存法、消費税インボイス制度への対応

令和４年１月から施行された改正電子帳簿保存法では、電子帳簿の保存要件が緩和されるとともに電子取引データの電子保存が義務化（宥恕措置あり）されました。さらに、令和５年１０月

から消費税インボイス制度が開始されるため、現在、電子インボイスの標準仕様の策定とその普及に向けた取り組みが進められています。これらの法改正の対応を支援するため「インボイス・マネジャー」を令和4年1月から提供開始し、中堅・大企業350社に導入いただいています。

③海外子会社の業績管理支援

現在、コロナウイルスの感染拡大で海外渡航が制限されているため、海外に展開している企業は、海外子会社の業績管理とガバナンスの確保に課題を抱えています。当社が提供する「海外ビジネスモニター（OBMonitor）」は、海外子会社の財務データを日本にしながら確認できるクラウドサービスであり、このような課題を抱えている企業での採用が増加しています。OBMonitorのユーザー社数は1,200社となり、世界37カ国で活用されています。また、金融機関とビジネスマッチング契約を締結し、取引先企業の海外展開を強力に支援し、業績管理や会計処理のミス・不正の発見・牽制を支援しています。既に全国9金融機関とビジネスマッチング契約を締結しており、今後も提携する金融機関を拡大していきます。

こうした活動の結果、「TKC連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和4年3月末日現在で約5,000企業グループとなりました。それにより日本の上場企業の売上高トップ100社のうち91%の企業が当社のシステムを採用しています。また、日本の上場企業における市場シェアは41%となりました。

(4) 法律情報データベースの市場拡大

①「TKCローライブラリー」の利用拡大

リーガルリサーチを効果的に行えるよう、関連するコンテンツをセットにしたTKCローライブラリーの「法律事務所向け」や「企業法務部門向け」のパックサービスの展開を進めております。コロナウイルスの影響からオンラインで業務を遂行することが当たり前となった現在では、資料室や図書館などを利用した調査に代わり、当該パックサービスを採用いただくケースが主流となっています。これにより、法令・判例・文献情報に加え、主要法律専門誌の記事をいつでもどこでも利用できるTKCローライブラリーの評価が高まっています。その結果、利用者数やコンテンツ追加の契約が増加しました。また、令和3年6月にTKCローライブラリーの新たなオプションサービスとして、法律、会計、税務、経営等の専門書籍をPDFで閲覧できるサービス「Legal Book Search」の提供を開始しました。このサービスは、弁護士が書籍情報を無償で検索し、PDF化された書籍をタブレットやパソコンで閲覧（有償）できる定額制のサービスで、閲覧可能な書籍も継続して追録しており、順調に拡大しています。

当第2四半期においては、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部などへのオンライン提案活動の結果、ユーザー数は5万7,000IDを超え、令和4年3月末日現在で2万5,000超の諸機関で利用されています。

②アカデミック市場における展開

令和3年10月以降もコロナウイルスの影響で多くの大学・法科大学院は、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型もしくは完全オンライン型の授業を実施しています。当社が提供する「TKC教育研究支援システム」「TKCローライブラリー」などのシステムは、いつでもどこでもオンラインで利用でき、他社をしのぐ多様かつ多数のコンテンツの収録、レポートや演習、テスト機能が搭載されています。これらの特長が教員、学生のオンライン授業および学習を支えるものとして再評価されています。現在も、各大学と随時Web会議を実施し、大学の実情に応じたオンラインによる学習環境整備の支援を継続しています。また、大学の法学部を中心に提供しているオンライン学習ツール（公務員試験、ビジネス実務法務検定、法学検定試験）は、令和4年3月末日現在で26校が利用しています。現在、多くの資格試験がCBT/IBT方式によるコンピューター利用試験を採用しています。そのため、オンラインテスト機能などコンピューター試験対策としても有効な当社のオンライン学習ツールの活用を、資格試験の実施団体や受験生に訴求してまいります。

6. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 基幹系サービスの開発・提供

当社は、地方公共団体（主に市区町村）に対して、「T K C行政クラウドサービス」を提供しています。これは基幹系業務と内部情報系業務を支援する「T A S Kクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「T A S Kアウトソーシングサービス」で構成するクラウドサービスです。

「T A S Kクラウドサービス」は、当社データセンターを運用拠点とした単一バージョンのパッケージシステムでありながら、複数団体による共同利用を前提に設計しています。また、サービス利用料金は、団体規模に応じた定額のサブスクリプション方式を採用しており、この利用料金の範囲内で、年1回の定期バージョンアップを実施しています。こうした点が評価され「T A S Kクラウドサービス」は、令和4年3月末日現在で約170団体に採用されています。

当期においては、これらの団体に対し新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係るシステムを迅速に提供し、顧客市区町村のワクチン接種事業を積極的に支援しました。

(2) 行政サービス・デジタル化への対応

当社では、自治体D X推進に貢献すべく〈来させない・待たせない・書かせない〉窓口サービスの実現を支援する「行政サービス・デジタル化支援ソリューション」を提供しています。

当期においては、「T A S Kクラウドかんたん窓口システム」や「T A S Kクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」、「T A S Kクラウドスマート申請システム」について、大幅な機能強化を行いました。

これらのサービスの有効活用を提案した結果、令和4年3月末日現在において「T A S Kクラウドスマート申請システム」は大阪市、横浜市、堺市など政令指定都市を含む約30団体に、「T A S Kクラウドかんたん窓口システム」は約30団体に、「T A S Kクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」は約110団体に採用されています。

(3) 地方税税務手続きのデジタル化への対応

地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するe L T A X（地方税ポータルシステム）の審査システムなどの標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として各市区町村の税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。

本サービスの推進にあたっては、アライアンス契約を結ぶ50社のパートナー企業と共に提案活

動を展開しています。その結果、「T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和4年3月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる約780団体に採用されています。

当期においては、当社独自のサービスであるデータ連携サービスの機能強化に取り組むほか、パートナー企業と共に積極的な提案活動および導入支援に取り組みました。

(4) 地方公会計の統一的な基準への対応

当社では、国が推奨する日々仕訳方式に対応した財務会計システムと一体的な地方公会計システムである「T A S Kクラウド公会計システム」と、その関連システムとして「T A S Kクラウド固定資産管理システム」、「T A S Kクラウド連結財務書類作成システム」を提供しています。

令和2年3月に総務省が公表した『地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）報告書』には、次のような記載があります。〈財務会計システムと一体的な地方公会計システムを導入し、あらかじめ予算科目と勘定科目の紐付けを行うことや、予算執行時に自動的に仕訳変換をする仕組みを構築することにより、日々仕訳の円滑な導入や期末一括仕訳における確認作業の軽減も可能になると考えられる。また、公有財産台帳と固定資産台帳のデータを連携・統合することにより、各台帳への登録業務を効率化することが可能になると考えられる〉

こうした国の方針を踏まえ、当社ではシステム更新などのタイミングで国が推奨する日々仕訳方式に対応した公会計システムとして「T A S Kクラウド公会計システム」の導入を提案しています。

当期においては、〈正確な財政状況の見える化〉や〈会計情報の活用〉など持続可能な行政経営の実現を支援する機能を拡充した次世代版の公会計システムの提供を開始しました。その結果、地方公会計システムは令和4年3月末日現在で約300団体に採用されています。

(5) 次世代製品の研究・開発

コロナウイルスの感染拡大を機に行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが顕著となりました。こうした状況を踏まえ、政府は『経済財政運営と改革の基本方針2020』（令和2年7月閣議決定）において、デジタル・ガバメントの構築を“一丁目一番地”の最優先課題と位置付け、行政手続きのオンライン化やワンストップ・ワンスオンリー化などデジタル化の取り組みを加速しています。また、令和2年12月25日に総務省から『自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画』が公表され、令和3年5月12日にはデジタル改革関連の6法が成立しました。これにより、全国の市区町村は令和8年3月末までに「情報システムの標準化・共通化」に対応することが求められています。当社では、こうした顧客を取り巻く環境変化に対応するため、令和3年11月1日付で自治体DX推進本部を新設し、新製品・サービスの企画、開発を一段と加速するとともに、最新情報の収集・発信など顧客サポートの強化に努めています。

また当期においては、デジタル庁の「ガバメントクラウド先行事業」に当社顧客（埼玉県美里町、川島町）の共同提案が採択され、当社はアプリケーション開発事業者として両町とともに当事業への取り組みを開始しました。また、〈行政サービス・デジタル化〉を支援するため先進団体との実証事業などを通じて次世代ソリューションの調査・研究、開発にも継続して取り組みました。

7. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、データ・プリント・サービス（以下、D P S）事業、ビジネスフォーム印刷事業および商業美術印刷事業を基軸に事業を展開しています。

当第2四半期においては、特に、市区町村から衆議院議員選挙入場券、ワクチン接種事業におけるワクチン接種券、住民税非課税世帯給付金通知、国税庁から「令和3年分確定申告のお知らせ」はがきの印刷業務を受注したことにより、売上高は前年に比べて増加しました。

D P S分野では、市区町村における住民への通知業務や、民間企業におけるダイレクトメール発送業務等を支援するため、独自の圧着技術によって封入・封緘作業を不要とする製品や、可変印刷・印字の技術を用いた印刷製品を提供しています。

ビジネスフォーム印刷分野では、ペーパーレス化の進展の影響により、ビジネス帳票の需要が減少し、売上高は前年に比べて減少しました。

商業美術印刷分野（カタログ、書籍等）では、改正電子帳簿保存法の制度改正、インボイス制度への対応、令和4年度税制改正を解説する書籍等の印刷業務を受注したことにより、売上高は前年に比べて増加しました。

中間連結貸借対照表

(単位：百万円)		
科 目	期 別	
	当中間期末 (令和4年3月31日現在)	前 期 末 (令和3年9月30日現在)
	金 額	金 額
(資 産 の 部)		
流 動 資 産	37,010	36,107
現 金 及 び 預 金	25,065	26,426
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	－	6,973
受取手形、売掛金及び契約資産	9,791	－
棚 卸 資 産	562	412
そ の 他	1,602	2,309
貸 倒 引 当 金	△10	△14
固 定 資 産	68,923	67,298
有 形 固 定 資 産	17,206	17,540
建 物 及 び 構 築 物 (純 額)	7,621	7,855
土 地	6,802	6,802
そ の 他 (純 額)	2,782	2,882
無 形 固 定 資 産	3,901	3,605
投 資 そ の 他 の 資 産	47,815	46,152
投 資 有 価 証 券	20,895	19,705
長 期 預 金	17,700	16,600
差 入 保 証 金	1,436	1,440
そ の 他	7,783	8,406
資 産 合 計	105,934	103,406

(単位：百万円)

期 別 科 目	当中間期末 (令和4年3月31日現在)	前 期 末 (令和3年9月30日現在)
	金 額	金 額
(負 債 の 部)		
流 動 負 債	14,308	14,721
買 掛 金	2,768	2,402
電 子 記 録 債 務	840	834
短 期 借 入 金	71	80
未 払 金	2,450	3,034
未 払 法 人 税 等	2,579	2,211
契 約 負 債	288	—
賞 与 引 当 金	3,140	4,073
そ の 他	2,168	2,083
固 定 負 債	5,287	5,268
長 期 借 入 金	178	214
退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,613	3,554
株 式 給 付 引 当 金	314	307
そ の 他	1,180	1,192
負 債 合 計	19,595	19,990
(純 資 産 の 部)		
株 主 資 本	87,048	84,348
資 本 金	5,700	5,700
資 本 剰 余 金	6,589	6,589
利 益 剰 余 金	77,136	73,411
自 己 株 式	△2,377	△1,352
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△710	△932
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	584	449
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,294	△1,382
純 資 産 合 計	86,338	83,416
負 債 純 資 産 合 計	105,934	103,406

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	当中間期 (自 令和3年10月1日 至 令和4年3月31日)	前中間期 (自 令和2年10月1日 至 令和3年3月31日)
		金 額	金 額
売上高		33,768	33,372
売上原価		9,689	9,640
売上総利益		24,079	23,731
販売費及び一般管理費		15,854	15,825
営業利益		8,225	7,906
営業外収益		228	180
受取利息		34	23
受取配当金		83	70
保険配当金		18	12
受取地代家賃		26	25
その他		65	48
営業外費用		21	0
支払利息		0	0
為替差損		—	0
課徴金		20	—
その他		1	—
経常利益		8,431	8,086
特別利益		1	1
固定資産売却益		1	1
特別損失		1	36
固定資産売却損		—	22
固定資産除却損		1	14
税金等調整前四半期純利益		8,431	8,050
法人税、住民税及び事業税		2,382	2,277
法人税等調整額		232	277
法人税等合計		2,615	2,555
四半期純利益		5,816	5,495
親会社株主に帰属する四半期純利益		5,816	5,495

中間連結キャッシュ・フロー計算書（要旨）

（単位：百万円）

科 目	期 別	当中間期 （自 令和3年10月1日 至 令和4年3月31日）	前中間期 （自 令和2年10月1日 至 令和3年3月31日）
		金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		5,086	3,154
投資活動によるキャッシュ・フロー		△3,229	△3,074
財務活動によるキャッシュ・フロー		△3,219	△1,852
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		△1,361	△1,771
現金及び現金同等物の期首残高		23,126	23,469
現金及び現金同等物の四半期末残高		21,765	21,697

会社概要

- 1. 商 号 株式会社TKC
- 2. 英 文 社 名 TKC Corporation
- 3. 本 店 所 在 地 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
- 4. 設 立 年 月 日 昭和41年10月22日
- 5. 資 本 金 57億円
- 6. 発行済株式の総数 53,462,066株
- 7. 従 業 員 数 連結：2,803名／個別：2,357名
- 8. ホームページアドレス <https://www.tkc.jp/>
- 9. 主 要 な 事 業 所

栃木本社（本店）	栃木県宇都宮市
東京本社	東京都新宿区
システム開発研究所	栃木県宇都宮市
インターネット・サービスセンター	栃木県宇都宮市近郊
統合情報センター（9拠点）	北海道 宮城県仙台市 栃木県宇都宮市 東京都練馬区 愛知県春日井市 大阪府茨木市 岡山県岡山市 福岡県古賀市 沖縄県那覇市
統括センター（7拠点）	北日本 宮城県仙台市 関東信越 埼玉県さいたま市 首都圏 東京都新宿区 東海北陸 愛知県名古屋市 近畿 大阪府大阪市 中四国 岡山県岡山市 九州 福岡県福岡市
SCGサービスセンター（56拠点）	
地方公共団体事業部地域営業所（13拠点）	
サプライ事業部支社（2拠点）	

10. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 T L P	100百万円	100%	印刷業、電子計算機用連続帳票等の製造・販売
TKC保安サービス株式会社	10百万円	100%	警備・営繕及び清掃業務
株式会社スカイコム	100百万円	100%	ソフトウェア・プロダクトの開発・販売
TKCカスタマーサポートサービス株式会社	25百万円	100%	ヘルプデスクサービス業務
株式会社 T K C 出版	83百万円	100%	税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作

役員等の状況

名誉会長		飯	塚	眞	玄
役 員					
代表取締役	社長執行役員	飯	塚	眞	規
代表取締役	専務執行役員	飛	鷹		聡
取 締 役	専務執行役員	川	橋	郁	夫
取 締 役	常務執行役員	五十	嵐	康	生
取 締 役	常務執行役員	中	西	清	嗣
社外取締役		押	田	吉	眞
社外取締役		飯	島	純	子
社外取締役		甲	賀	伸	彦
常勤監査役		宮	下	恒	夫
社外監査役		朝	長	英	樹
社外監査役		浜	村	智	安

株主MEMO

1. 事業年度 毎年10月1日から翌年9月30日まで
2. 定時株主総会 毎年12月に開催します。
3. 単元株式数 100株
4. 基準日 (1)定時株主総会・期末配当基準日
毎年9月30日
(2)中間配当基準日
毎年3月31日
5. 株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
6. 郵便物送付先・電話照会先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-232-711（フリーダイヤル）
7. 事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
8. 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について 株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様におかれましては、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6. 郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
9. 未払配当金の支払いについて 三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6. 郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
10. 配当金計算書について 配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。
ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。
11. 株主様のご住所・お名前に使用する文字に関するご案内 株券電子化に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部又は一部をほふりが指定した文字又はカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。
なお、株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。